

# 鳥取県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

## 第1 趣旨

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定は、法及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に基づいて行う。

## 第2 導入計画の申請

- 1 導入計画の認定を受けようとする者は、導入計画認定申請書（様式第1号）及び導入計画（様式第2号）を作成し、東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）に提出するものとする。
- 2 規則第3条第1号に基づく持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査（以下「土壌診断」という。）の結果については、様式第3号により作成し、導入計画に添付するものとする。

## 第3 導入計画の作成指導

所長は、導入計画を作成しようとする者に対して必要な指導・助言を行うものとする。

## 第4 導入計画の認定基準

導入計画の認定基準は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 導入計画が、県が策定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）に照らし適切なものであること。
- (2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類（作型）の農作物の作付面積の50パーセント以上を占めていること。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 導入計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、当該計画に対して適切なものであること。
- (5) 農業者が導入計画に従って行う農業生産方式について、栽培管理記録の記帳が行われることが確実であると見込まれること。

## 第5 導入計画の認定

- 1 所長は、第4の認定基準に基づき、内容が適切であると認めるときに、導入計画の認定を行い、認定証（様式第4号）を交付するものとする。なお、認定期間は、認定を行った日から5年間とする。
- 2 所長は、当該導入計画を認定したことを、農林水産部長に通知するとともに、申請者の住所地の市町村長に通知するものとする。

## 第6 導入計画の変更

- 1 当該導入計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が認定を受けた導入計画（以下「認定導入計画」という。）を変更しようとするときは、認定導入計画変更申請書（様式第5号）及び導入計画（様式第2号）を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 認定導入計画の変更手続等に当たっては、1に定めるもののほか、第2、第3及び第5の規定に準じて行うものとする。

## 第7 導入計画の再認定

- 1 認定導入計画の認定期間が終了した場合、農業者は再度導入計画の認定を受けることができる。
- 2 1の手続に当たっては、第2、第3及び第5の規定に準じて行うものとする。

## 第8 認定導入計画の中止

- 1 認定農業者が認定導入計画を中止しようとするときは、認定導入計画中止届出書（様式第6号）を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、認定導入計画が中止されたことを（様式第7号）を作成し農林水産部長に通知するとともに、申請者の住所地の市町村長に通知するものとする。

## 第9 認定証の住所等の変更

- 1 認定農業者が認定証の住所又は法人名・代表者名等を変更しようとするときは、認定証変更届出書（様式第8号）を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、当該認定書の記載内容が変更されたことを、（様式第9号）を作成し農林水産部長に通知するとともに、申請者の住所地の市町村長に通知するものとする。

## 第10 実施状況報告等

- 1 所長は、必要に応じて現地調査し、認定導入計画の達成のための助言・指導をするものとする。
- 2 所長は、法第9条に基づき、認定農業者に対して、必要に応じて認定導入計画の実施状況報告（様式第10号）を徴収するものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、導入計画の認定に関し必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成16年5月10日から施行する。

この改正は、平成19年5月 7日から施行する。

この改正は、平成20年1月28日から施行する。

この改正は、平成25年11月8日から施行する。

この改正は、平成26年7月 3日から施行する。